適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除余裕額又は 控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書 

 事業年度
 ・ ・ 法

 又は連結
 ・ ・ 名

適格分割等の別:適格分割・適格現物出資

適格分割等の日: ・・・・・

分割承継法人等の名称:

		控除余裕額					控除限度額を超える外国税額				
		当該法人	当該法人	②のうち	①のうち	当該法人	当該法人	当該法人	⑦のうち	⑥のうち	当該法人
当該法人の		の控除余	の調整国	分割承継	ないもの	の調整後	の控除限	の外国の	分割承継	ないもの	の調整後
事業年度又		裕額	外所得金	法人等に	とされる	の控除余	度額を超	法人税等	法人等に	とされる	の控除限
は連結事業	区分		額又は個	移転する	金額	裕額	える外国	の額	移転する	金額	度額を超
年度			別調整国	事業に係			税額		事業に係		える外国
			外所得金	る部分の	_				る部分の		税額
			額	金額	$1 \times \frac{3}{2}$	1)-4)			金額	$6\times\frac{8}{7}$	6-9
		1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	10
	国 税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	道府県民税										
	市町村民税										
	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										
	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										
	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										
	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										
	国 税										
	道府県民税						†				
	市町村民税						†				

第七号の二様式別表四(用紙日本工業規格A4)(第三条・第十条の二関係)

## 第7号の2様式別表4記載要領

- 1 この明細書は、政令第9条の7第17項又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令第9条の7第18項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「当該法人の控除余裕額①」の欄は、当該法人を分割法人等(分割法人(法人税法第 2条第12号の2に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規 定する現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格 分割等(適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。)又は適格現物出資( 同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。)をいう。以下この記載要領において 同じ。)が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連 結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定( 同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法第15条の 2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)開始の日 の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄 の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- 4 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の 控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表 6 (2))の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額、法人税の明細書(別表 6 の 2 (2)付表) の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表 6 の 2)の「調 整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。
- 5 「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄は、当該法人を分割法人等とする 適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は 連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表 1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- 5 「当該法人の外国の法人税等の額⑦」の欄は、「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2の2))の「当期の控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額又は法人税法施行規則の一部を改正する省令(令和5年財務省令第34号)による改正前の法人税の明細書(別表6(2の2))の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額を記載すること。